平成２６年（フ）第１２５５９号
東京都港区南青山２丁目14番４　ブルーハイツ402
破産者　オオワキデザイン有限会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５６９号
東京都豊島区西池袋３丁目25―11、商業登記簿上の本店所在地秋田県にかほ市中三地字野手添46番地
破産者　株式会社トップクラスエージェント
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１８号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番４号
破産者　株式会社ランドエステート
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１９号
東京都江東区豊洲４丁目11―20―513
破産者　中島　悦子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５２号
東京都足立区千住緑町２丁目３番19号
破産者　株式会社三森
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５３号
茨城県取手市戸頭９丁目１―21
破産者　森下　裕司
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６６１号
東京都江東区亀戸３丁目２番12号
破産者　有限会社レオパックデザイン
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６６２号
東京都墨田区京島１丁目41―２―101
破産者　大竹　幸久
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６６７号
埼玉県所沢市林２―119―７、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市中原１丁目29番地の71
破産者　有限会社スィーク
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８３号
東京都台東区下谷３丁目20番９―601号
破産者　エンバイオテック株式会社
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５２号
東京都福生市大字熊川1332―１―102
破産者　松田　喜朗
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５８号
千葉県船橋市高根台３丁目２―209―１
破産者　鈴木　貴博
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３００号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1123―815
破産者　石山かおる
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９号
東京都品川区勝島１丁目４―19―205　１号棟
破産者　小高香奈子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７４号
埼玉県東松山市大字大谷3073―34
破産者　齋藤　正子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３１号
東京都中野区中央１丁目９―５―202
破産者　大竹　弘一
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４号
東京都杉並区成田東５丁目27―４―101
破産者　山田　敬三
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５５号
東京都世田谷区梅丘１丁目５―５―102
破産者　三村　正人
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７号
東京都葛飾区西新小岩５丁目19―３―301
サン・ドリーム25
破産者　佐藤　俊介
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４号
仙台市泉区紫山５丁目13番地の５
破産者　株式会社ＡＴＭ都市建築デザイン事務所
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２３号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目７番６号
破産者　有限会社ビックワン
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係